

○地球規模課題学位プログラム（学士）の人材養成目的等に関する法人細則

〔平成29年10月19日〕
〔法人細則第17号〕

改正 平成30年法人細則第10号

平成30年法人細則第18号

令和 2年法人細則第 4号

令和 3年法人細則第12号

令和 4年法人細則第 1号

地球規模課題学位プログラム（学士）の人材養成目的等に関する法人細則

（趣旨）

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第46条の2に定める地球規模課題学位プログラム（学士）（以下「学位プログラム」という。）における入学、教育方法、卒業、その他学生の修学上に必要な事項等について、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（修業年限）

第2条 学位プログラムの修業年限は、学群学則第2条第1項に定める4年とする。

（人材養成目的）

第3条 学位プログラムは、地球規模課題全般を俯瞰する幅広い基礎知識を身に付け、人間と環境に関する課題を解決するために分野を超えて必要な情報・技術を自ら意欲的に求めていく姿勢を持ち、多くの選択肢の中から最適な解決を意思決定できる人材を養成することを目的とする。

（入学の時期）

第4条 入学の時期は、10月とする。

（入学者選抜に関する基本方針）

第5条 地球環境（気候変動、自然破壊、公害等）、人類社会（食糧、貧困、長寿社会等）の問題に関心を持ち、文系及び理系の知識を活用しながら、将来、国内外のグローバル企業、国際機関等で社会に貢献できる、又はイノベーションに貢献できる人材を選抜する。

（学群又は学類間の移籍）

第6条 学位プログラムの学生が他の学群又は学類に移籍を志願した場合及び他の学群又は学類の学生が学位プログラムに移籍を志願した場合の取扱いについては、学群学則第20条に定めるところによる。

（編入学生及び転学群又は転学類による移籍者の既に履修した授業科目等の取扱い）

第7条 学群学則第22条の規定により学生が既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱

い並びに在学すべき年数及び在学年限については、学位プログラムへの編入学の取扱いについて及び学位プログラムにおける転学群・転学類の取扱いについてで定める。

(教育課程の編成方針)

第8条 学位プログラムは、地球規模課題を俯瞰するという明確な目的をもった総合的な知識を修得し、課題解決のために必要な情報を自ら収集し分析する能動的姿勢を身に付け、グローバルな交渉力とマネジメント力を培う教育課程を編成する。

(教育課程の編成等)

第9条 学位プログラムの授業科目、単位数及び履修方法については、学位プログラムにおける教育課程の編成等について（以下「教育課程の編成等」という。）で定める。

(主専攻分野)

第10条 学群学則第25条に規定する主専攻分野は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	主専攻分野
地球規模課題学位プログラム（学士）	学際

(学位授与の方針)

第11条 所定の年限在学し、所定の単位数を修得した者に学士の学位を与える。

2 学位プログラムの卒業にあつては、次の基準に到達していることを目標とする。

- (1) 文理融合の立場から、地球規模課題を俯瞰できる幅広い知識を修得していること。
- (2) 地球規模課題に関して、体系的な専門知識を身につけ、多角的な視点から総合的に分析し、創意工夫によって課題解決に取り組む能力を修得していること。
- (3) グローバル社会において自分自身の見解を論理的かつ説得的に主張しつつ、他者の意見にも十分耳を傾ける柔軟なコミュニケーション能力を有し、異分野・異文化の環境において積極的にリーダーシップを発揮し、社会に貢献できる能力を修得していること。
- (4) グローバル社会における高い倫理観及びダイバーシティに関する理解能力を修得していること。

(履修方法等)

第12条 学群学則第39条第1項に規定する学位プログラムにおける主専攻分野別の専門科目、専門基礎科目及び基礎科目ごとの卒業に必要な履修科目及び修得単位数は、別表のとおりとする。

(履修科目の登録の上限)

第13条 学群学則第33条第1項に規定する履修科目の登録の上限は、45単位とする。ただし、夏季・冬季・春季休業期間中に行われる集中授業を除くものとする。

2 学群学則第33条第2項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる場合の要件及び単位数は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	要件	単位数
地球規模課題学位プログラム（学士）	(1) 前年度において、卒業要件として修得すべき単位数を40単位（1年次にあつては20単位）以上	55単位

	修得し、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が80%以上である場合 (2) 学位プログラムリーダーが特別な事情があると認めた場合	
--	---	--

(学位授与)

第14条 第12条に定める学位プログラムの卒業要件を満たした者には、学士(学術)の学位を授与する。

(早期卒業)

第15条 学群学則第40条に規定する早期卒業の対象者及び卒業判定基準は、次の表のとおりとする。

学位プログラム	対 象 者	卒業判定基準
地球規模課題学位プログラム(学士)	3年次の秋学期終了時まで卒業の要件として必要な単位数を100単位以上修得し、かつ、その修得すべき単位において、成績の評語「A+・A」の割合が50%以上であること及び卒業研究を履修し、4年次の秋学期終了時に卒業要件をすべて満たすことが見込まれること。	(1) 学位プログラムの卒業要件を満たしていること。 (2) 卒業研究の内容が特に優秀と認められること。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条 学位プログラムに参画する教員は、Faculty Development(FD)・Staff Development(SD)研修会において、学位プログラムの人材養成目的、カリキュラムポリシー、教育指導法、成績評価等について意見交換・討論を行い、共通認識を持って教育に当たる。

2 学位プログラムに参画する教職員は、学位プログラムに関係する教職員の協力関係の構築及び学生指導活動の一層の充実を図るものとする。

(卒業論文の作成等の単位の取扱い)

第17条 卒業論文の作成等に関し、授業科目により指導し、その学修等を考慮して授与する単位数については、6単位とする。

(期末試験)

第18条 期末試験は、原則として、学年暦で定められた期末試験期間に行うこととする。ただし、前条に規定する科目については、平常の学修の成績等をもって試験に代えることができる。

(成績の評語)

第19条 学群学則第35条第3項に規定するP又はFの評語を用いることができる授業科目は、「ファーストイヤーセミナー」及び「学問への誘い」とする。

2 GPA制度における学群の学期GPA及び累積GPAの対象から除外する科目は、設定しない。

(雑則)

第20条 この法人細則に規定するもののほか、主専攻分野の選択時期、早期卒業の申請時期、卒業研究の選択及び提出時期その他学位プログラムにおける授業科目の履修に関し必要な事項は、学位プログラム教育会議の議を経て、学位プログラムリーダーが定め、学内に公示するものとする。

附 則

この法人細則は、平成29年10月19日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則 (平30. 3. 29法人細則10号)

(施行期日)

1 この法人細則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この法人細則の施行の日前に地球規模課題学位プログラム(学士)に入学している者に係る別表の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平30. 11. 28法人細則18号)

(施行期日)

1 この法人細則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この法人細則の施行の日前に地球規模課題学位プログラム(学士)に入学している者に係る別表の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令2. 2. 6法人細則4号)

(施行期日)

1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この法人細則の施行の日前に地球規模課題学位プログラム(学士)に入学している者に係る別表の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令3. 11. 25法人細則12号)

(施行期日)

1 この法人細則は、令和3年11月25日から施行し、この法人細則による改正後の地球規模課題学位プログラム(学士)の人材養成目的等に関する法人細則の規定は、同年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この法人細則の適用の日前に地球規模課題学位プログラム(学士)に入学している者に係る別表の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令4. 1. 27 法人細則1号）

（施行期日）

- 1 この法人細則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この法人細則の施行の日前に地球規模課題学位プログラム（学士）に入学している者に係る第19条第1項及び別表の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

